

道路上に提灯・イルミネーション等(電飾)を設置するには道路占用許可申請が必要です

地域のお祭りやイベントの際に、道路（区道等）上に提灯やイルミネーション等（電飾）を設置する場合は、以下の【設置する際の基準（許可基準）】に基づき、道路法第 32 条の「道路占用許可」の申請が必要になります。なお、占用料のお支払いは必要ありません。つきましては申請手続きをお願いします。

【設置する際の基準（許可基準）】

1. 提灯やイルミネーション等（電飾）、装飾用の架空線（電線）を使用する場合の「高さ基準」は次のとおりです。

- ・「車道」上に設置する場合：路面から 5m 以上
- ・「歩道」上に設置する場合：路面から 3.5m 以上

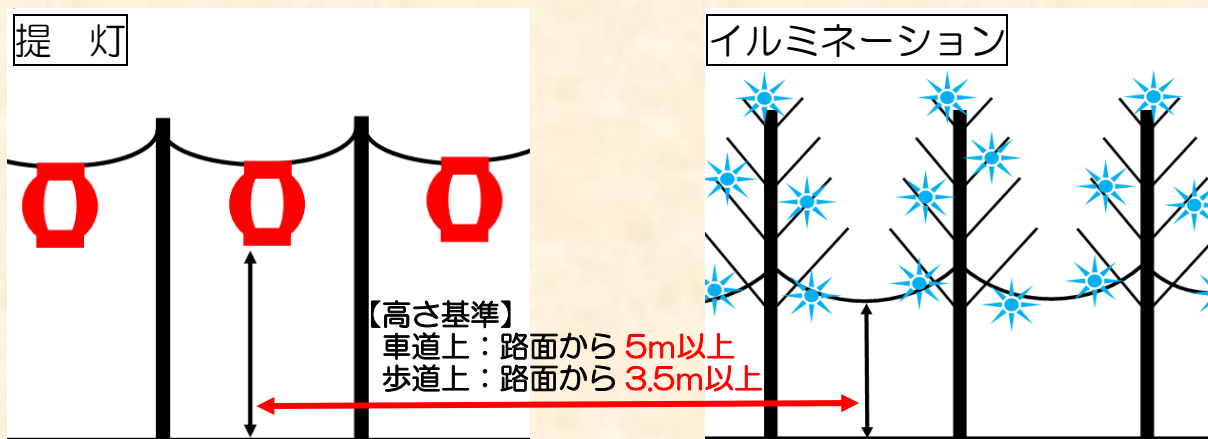
※「歩道」とは、歩行者用として道路より一段高くなっている路面。そのほかにもガードレール等で仕切られた準歩道を含みます。（白線で区切られているのみの路面は「車道」として扱います。）

2. 申請者は町会、商店会等の地域団体に限ります。

3. 一時的な設置に限ります。

4. やむをえず街路樹に設置する際には、樹木への支障が生じないように設置してください。

※ 設置の内容により、あて布などの養生をお願いする場合があります。



《※裏面もご確認ください》

【申請手続きについて】

1. 占用期間開始予定日（設置予定日）の 1 カ月前から申請を受付けます。
2. 申請に必要な書類

	オンラインで行う場合	窓口で行う場合
道路占用許可申請書	申請用 LoGo フォームに入力	各 4 部 （区役所提出用 2 部 + 警察提出用 2 部）
案内図（地図）	申請用 LoGo フォームに添付	
平面図		
立面図（正面図）		
電飾の仕様・構造図		
道路使用許可申請書	2 部（警察提出用）	

【お手続きの流れ】

〈オンラインで行う場合〉

右の QR コードより確認及び申請が可能です。

※道路占用許可書の発行は窓口対応となります。

※占用料免除対象のため「道路占用許可申請（オンライン）」

中「手順 4 納入通知書の発行」はありません。



区ホームページ

「道路占用許可申請（オンライン）」

〈窓口で行う場合〉

Step 1： 区（土木管理課・庁舎 10 階）へ「申請に必要な書類」に基づき、提出をしてください。

Step 2： 管轄の警察署へ道路使用許可申請の手続きをしてください。

警察署には道路使用許可申請書（区に提出した道路占用許可申請書の一式を添付したもの）を 2 部と区から交付された発行券を併せて提出してください。

（「道路使用許可証」は、申請から平日 3 日後に発行されます。）

Step 3： Step 1 の翌々木曜日に道路占用許可書を発行いたします。警察署から交付された道路使用許可証をご持参ください。

【お問い合わせ先：担当】

墨田区 都市整備部 土木管理課 占用・監察担当（庁舎 10 階）

住所：東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

電話：03-5608-6283（直通）